

(2) 交渉状況

A 十月二十七日午後三時十五分ヨリ會社事務所ニテ

事務主側

江波戸社長、戸塚事務外一名

勞働者側

新井兵太郎、船橋六次外八名

ト會見シ

事務主側ヨリ「船夫ノ窮狀ニハ同情スルヲ以テ重役ノ私財

ニテ山型船ニテ月俸三十円ニ満タサル場合有家族者ニ限

リ不足額ヲ發與スル旨ヲ發表シタルニ

勞働者側ニテハ交渉者交替レタル為前回交渉ト組織ヲ生

シ遂ニ會見ヲ打切りタリ

B 十月二十九日前會所ニテ

事務主側 江波戸社長、戸塚事務

勞働者側 新井兵太郎、酒井高一郎 外十名

ト會見

勞働者側ヨリ

一ヶ月ノ定期社以トシ家族數ニヨリ其額ニ等差ヲ設クル

事ヲ要求シタル處事務主側ハ前案ヲ固執シタル為メ某ニ

案トシテ

- 一 獨身者 五隻 一ヶ月三十二円
- 二 家族二人 七隻 " 三十五円
- 三 家族三人 十隻 " 三十八円
- 四 家族四人 二隻 " 四十一円
- 五 家族五人 一隻 " 四十四円

ノ定期社以ノ發與ヲ要求シ

事務主側ハ再考ヲ約シテ會見ヲアレリ

C 十月三十日午前十一時三十分ヨリ前會所ニテ